

落札者決定基準 (（仮称）堺ミュージアム基本計画策定準備支援・調査業務)

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する（仮称）堺ミュージアム基本計画策定準備支援・調査業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

(1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

(2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \hline \text{(200点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \hline \text{(80点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \hline \text{(120点満点)} \\ \hline \end{array}$$

(4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合
技術評価点が高い者を落札者とする。

イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合
技術評価点のうち、評価項目「⑦複合用途化の方針検討に関する提案内容」「⑧整備方針に関する提案内容」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合

入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 80 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

(1) 評価点

技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

※別記「評価表」の「⑩業務実績」については、次のとおり評価点を付与する。

なお、評価の基準として、平成 28 年 4 月 1 日以降に国又は地方公共団体において、博物館または美術館の整備に向けた基本計画策定支援業務（基本計画策定の前段階における準備業務含む）における計画策定時点の施設の延床面積が 1 万㎡以上の実績の有無と実績件数（延床面積は問わない）を基準とする。

評価の目安		評価点
1 業務あたり 1 万㎡以上の実績有無 (計画時点の施設延床面積)	実績件数 (延床面積は問わない)	
有	5 件以上	5
有	2～4 件	4
有	1 件	3
無	5 件以上	
無	2～4 件	2
無	1 件	1
履行実績がない		0

(2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

(3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

(4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が60点未満の場合は、失格とする。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記3(4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

評価項目	評価事項	配点	ウエイト	評価点	項目 評価点
①業務実施体制	・業務を着実かつ効果的に遂行するための十分な実施体制（人員配置、役割分担、専門性等）が示されているか。	10点	2	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない	
②スケジュール	・業務の進め方及び各検討項目（現状把握、課題整理、複合用途化検討、整備方針検討等）に係る実施スケジュールが現実的であり、進行管理及び課題対応の考え方が示され、円滑な業務遂行が期待できるか。	5点	1		
③業務理解・ 基本的な考え方	・本業務の目的（基本計画策定に向けた前提条件整理）及び業務範囲を正確に理解しているか。	10点	2		
	・収蔵・保存、展示、事業活動及び複合用途化の検討等、本業務特有の論点を適切に把握しているか。				
	・「堺市博物館の継続利用の可能性検討」「複合用途化の方針検討」「整備方針の検討」について、各検討事項の位置づけや相互関係を理解した上で、合理的な検討の進め方が示されているか。				
④提案内容の 有効性	・提案内容全体として一貫性があるか。	10点	2		
	・想定される課題やリスクに対する着眼点が適切であり、これらを具体的かつ体系的に整理する考え方が示されているか。				
⑤調査・分析 手法の妥当性	・仕様書 6-2 から 6-4、6-8 に示す内容について、適切な調査・分析手法が提案されているか。	15点	3		
	・データ整理や調査結果、分析結果の取りまとめ方法が分かりやすく、整備方針の検討における判断材料として活用できる内容となることが期待できるか。				

⑥立案手法の 妥当性	・仕様書 6-5 及び 6-9 に示す内容について、事業活動計画の立案、事業スケジュールの作成に当たり、検討の進め方や立案手法が具体的に示され、事業化に向けて実効性のある内容となることが期待できるか。	15 点	3		
⑦複合用途化の 方針検討に関する 提案内容	・仕様書 6-6 に示す内容について、対象機能の特性を踏まえ、複合用途化の実現に向けた条件整理、機能連携・共有化の考え方、必要諸室及び規模の整理、課題及び留意点の整理、他団体事例の活用等が整理されることが期待できるか。	20 点	4		
⑧整備方針に 関する提案内容	・仕様書 6-7 に示す内容について、対象機能の特性を踏まえた条件整理、メリット及び課題の整理、整備方針に関する提案内容について実現に向けた有効な提案が期待できる内容となっているか。	20 点	4		
⑨市民からの 意見聴取（ワー クショップ形 式）	<p>・基本計画策定に向けて、市民からの意見を基本計画へ効果的にフィードバックができるよう企画及び実施に際しての考え方が具体的かつ的確に示されているか。</p> <p>・市民議論参加手法としてワークショップ形式を前提に、(ア) こども、若者、成人、高齢者、(イ) 男女および多様な性、(ウ) 障がいのある者、(エ) 外国にルーツを持つ市民、(オ) 学校園・地域団体、NPO など、より多くの市民参加が見込むことができ、参加した市民が議論に参加できるような効果的な内容となっているか。</p>	10 点	2		

⑩業務実績	・過去の業務内容及び成果を踏まえて、本業務を適切に遂行できる実績及び能力を有しており、本業務において具体的かつ効果的な成果が期待できるか。	5点	1	評価の目安		評価点	
				1 業務あたり 1 万㎡以上 の実績有無 (計画時点の 施設延床面積)	実績件数 (延床面 積は問わ ない)		
				有	5 件以上		5
				有	2~4 件		4
				有 無	1 件 5 件以上		3
				無	2~4 件		2
				無	1 件		1
				履行実績がない			0
		120点 (満点)				点 (得点)	